

## 委員会提出議案第9号

### 放課後児童クラブの制度拡充等を求める意見書

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちの健全な育成を図る放課後児童クラブは、今日、ますます必要性が高まっています。

放課後児童クラブは、平成9年に法制化され、児童福祉法の放課後児童健全育成事業として位置付けられましたが、待機児童は、全国で約13,000人といわれており、量的及び質的なニーズに対応しきれていないのが現状であり、子どもたちの安全・安心な放課後生活にとって看過できない問題となっています。

国では、「新待機児童ゼロ作戦」を平成20年2月に策定し、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする取組を進めています。平成29年には、入所児童割合を3倍にする計画であり、特に来年度までを集中重点期間とし、放課後児童クラブを利用できる児童を約50万人増やす目標を立てており、今年度中には放課後児童クラブを約24,000箇所を増やすとしています。

地方自治体が待機児童ゼロを目指し、積極的に放課後児童クラブの整備に取り組み、目標を達成していくには、国による制度の拡充と必要十分な財政投入が必要です。

以上のことから、国においては、下記の事項について迅速な対応をとるよう強く要望します。

#### 記

- 1 放課後児童クラブを児童福祉法の児童福祉「事業」から児童福祉「施設」として位置付け、国及び地方自治体の公的責任を法的に明確化し、財政措置の拡充を行うこと。
- 2 「安全で安心な子どもたちの生活の場」を保障するのに必要な質の確保のため、放課後児童クラブガイドラインを改定し、国としての放課後児童クラブの設置・運営基準（最低基準）を策定すること。
- 3 民間による放課後児童クラブ施設の整備に当たっては、補助金の適用範囲拡充及び福祉貸付融資の対象拡大など、財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年10月16日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰